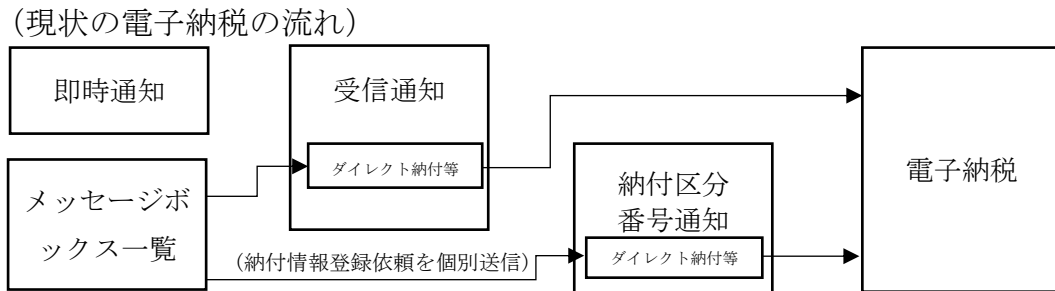


メッセージボックスセキュリティ強化後の電子納税の流れ (H29. 11. 30 時点案)

1 現状の電子納税に係る懸念

現状、メッセージボックスに格納された申告書の受信通知から電子納税の手続を開始しますが、メッセージボックスセキュリティ強化後は、電子証明書書を有していない個人納税者は受信通知を閲覧することができなくなるため、電子納税ができなくなるのではないかという懸念。



2 メッセージボックスセキュリティ強化後に予定している対応方法

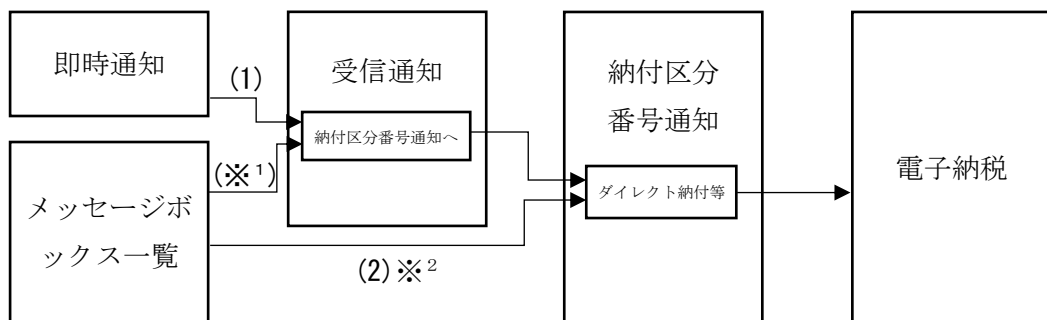
(1) 申告等データの送信からの一連の流れで納付する方法

申告等データを送信した即時通知の画面に、受信通知画面へのリンクを設け、受信通知を参照可能とします。当該受信通知画面から納付区分番号通知の画面へ遷移し、ダイレクト納付やインターネットバンキングを行うことができるため、例えば ID・パスワード方式で申告を行い、そのまま電子納税の手続を行うことを可能とします。

(2) メッセージボックスから納付する方法

納税申告を行った場合、メッセージボックスに受信通知とは別に納付区分番号通知（手続名は「納付情報登録依頼」）を自動で格納します。納付区分番号通知のメッセージの確認は電子証明書による認証が不要ですので、電子証明書を保有していなくても、電子納税の手続が可能となります。

(対応を行った後の電子納税を行う流れ)



※¹ 電子証明書による認証が必要

※² これまでどおり納付情報登録依頼を個別に送信する方法も可能